

1 練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章の3 地域包括ケア推進協議会
（設置）

第9条の5 練馬区地域包括センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）の適正な運営を確保し、および法第115条の45第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）を推進することにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、区長の附属機関として、練馬区地域包括ケア推進協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の求めに応じて、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について協議し、意見を述べる。

センターに関するつぎに掲げる事項

ア センターの設置に関する事項

イ センターの運営に関する事項

ウ アおよびイに掲げるもののほか、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項

地域密着型サービスに関するつぎに掲げる事項

ア 法第42条の2第4項の地域密着型介護サービス費の額に関する事項

イ 法第54条の2第4項の地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項

ウ 法第42条の2第1項本文の指定（練馬区の区域外にある事業所に係るものを除く。）に関する事項

エ 法第54条の2第1項本文の指定（練馬区の区域外にある事業所に係るものを除く。）に関する事項

オ 法第78条の4第5項の指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項

カ 法第115条の14第5項の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項

キ アからカまでに掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

生活支援体制整備事業に関するつぎに掲げる事項

ア 生活支援コーディネーターの活動に関する事項

イ アに掲げるもののほか、生活支援体制整備事業を推進するために必要な事項

（組織）

第9条の6 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員21人以内をもって組織する。

被保険者

居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）の利用者等

医療従事者

保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者

指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）

の職員

学識経験者

（委員の任期）

第9条の7 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条の8 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

2 練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

第3章の3 地域包括ケア推進協議会

（地域包括ケア推進協議会の構成）

第8条の2の2 条例第9条の6に規定する練馬区地域包括ケア推進協議会（以下この章において「協議会」という。）の委員の構成は、つぎのとおりとする。

被保険者 4人以内

居宅サービス等の利用者等 2人以内

医療従事者 2人以内

保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 7人以内

指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内

学識経験者 2人以内

（委員長）

第8条の3 協議会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条の4 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換ができる方法により会議を開くことができる。

5 委員が前項に規定する方法によって会議に参加した場合は、当該委員は当該会議に出席したものとみなす。